

行政ガイドINDEX

(以下は広告スペースです)

【営業種目】
計画・調査 区画整理
設計 測量 補償

建設コンサルタント
都市企画センター株式会社

福岡市南区寺塚1丁目15番9号
TEL 092-552-5145(代)
FAX 092-552-5146
URL <http://www.toshi-kc.co.jp>

 **九州川崎建機**
拠点：福岡・熊本・大分・都城

重機の修理 新車・中古車の販売・レンタル・買取 トラックボディ 架装・修理

新宮町下府2-10-1
TEL:092-962-2121
FAX:092-962-2125

 Linktree

 **JA粕屋**
**粕屋農業協同組合
新宮支所**

〒811-0112
福岡県糟屋郡新宮町下府2丁目6番1号
TEL.092-962-0131
FAX.092-962-0133

届出・証明 34

- ▶ 戸籍の届出34
- ▶ 住民登録35
- ▶ 住民票・戸籍謄本などの交付35
- ▶ 印鑑登録、印鑑証明書36
- ▶ マイナンバーカード
(個人番号カード)36
- ▶ コンビニ交付37
- ▶ 町税などに関する証明37

税金 38

- ▶ 町税38
- ▶ 町税の納期と納付方法39
- ▶ 相談窓口40

保険・年金 41

- ▶ 国民健康保険制度41
- ▶ 後期高齢者医療制度43
- ▶ 国民年金44
- ▶ 医療費助成制度46

(以下は広告スペースです)

modest
engineering works

- 土木開発工事
- 外構工事
- 擁壁工事

株式会社モデスト
〒811-0110
福岡県糟屋郡新宮町夜白2丁目8番25号
TEL:092-410-6609
FAX:092-410-6610
<http://modest-f.com>



子育て・保育・教育 47

- ▶ 新宮町こども家庭センター
「はぐうる」47
- ▶ 子どもの定期予防接種
(全額公費負担)49
- ▶ 保育施設など50
- ▶ 子育て支援53
- ▶ ひとり親家庭54
- ▶ 学校55
- ▶ 学童保育所55

福祉・高齢者 56

- ▶ 介護保険・高齢者福祉56
- ▶ 障がい者福祉58
- ▶ 新宮町地域包括支援センター 60
- ▶ 新宮町社会福祉協議会62

健康 63

- ▶ 成人の健康63

(以下は広告スペースです)



暮らし・環境

64

- ▶ ごみ64
- ▶ 犬・猫の飼い方73
- ▶ 上水道74
- ▶ 下水道75



文化・スポーツ

76

- ▶ 文化施設76
- ▶ 体育施設77



相談

78

- ▶ 各種相談78



その他・情報

80

- ▶ 情報公開80
- ▶ 広報・広聴80

- ▶ 消防団員募集81
- ▶ 統計調査員募集(随時)81
- ▶ 新宮町まちづくり活動支援制度81



選挙・議会

82

- ▶ 選挙82
- ▶ 議会82

暮らしに役立つ
行政情報の
ご案内です!



オートバックス福岡新宮

クレジットカード
キャッシュレス決済 OK
**車検
土・日・祝OK!**

見積り随時受付中

タイヤ・ドライブレコーダーなど
クルマのこと、おまかせください。



新宮町上府北 2-9-45
TEL.092-940-5151

お客様に地域情報と
笑顔・幸せを届ける販売店

西日本新聞 エリアセンター新宮

新聞に関してのお問い合わせは
コチラまで!

地域情報誌ならではの情報満載!

多肉植物と観葉植物の製造と販売
始めました!

暮らしにちょっとしたグリーンと
ちょっとした優しさを

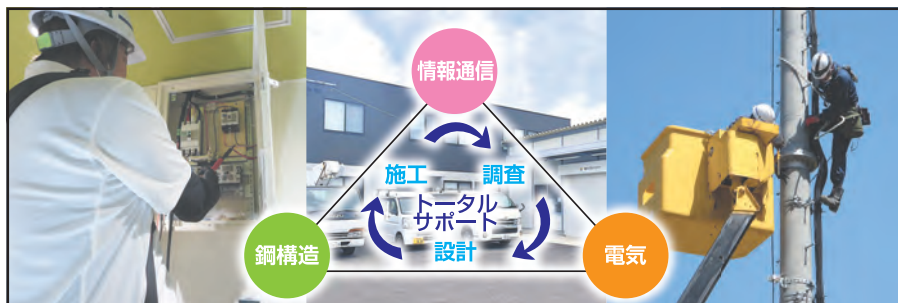
Bestie(ベスティー)

有限会社ゆう紀

TEL092-962-4303

新宮町新宮 146

(以下は広告スペースです)



株式会社ライフクリエイト

(個人様向け) リフォーム・屋根・外壁塗装・エアコン・給湯器・お風呂コーティング等々お困りごとお気軽にご相談ください!

(法人様向け) 【建設部門】 ◆電気通信工事業(情報通信、無線基地局工事一式) ◆電気工事一式(新設、改修)

事業内容 ◆各種鉄塔建設工事一式 ◆地中埋設管路・橋梁添架

【調査設計部門】 ◆電線共同溝(CCBOX)調査設計 ◆無線基地局等調査設計

◆地中埋設管路・橋梁添架調査設計

建設業許可(般-4)第97601号/一級建築士事務所 第1-12700号 福岡市東区三苫5丁目3-59 TEL.092-605-0333

http://www.lifecre.co.jp

病院・クリニック・介護施設の御担当者様へ

施設リフォームのプロが
空間をより **快適・安心** に!



介護施設やクリニックの施工実績多数/

外壁塗装・防水工事もお任せください!

戸建・マンションのリノベーションも

悠永工業株式会社

古賀市日吉2丁目20-26

092-409-1672

新宮町の市外局番は(092)です



届出・証明

戸籍の届出

問 住民課

☎ 963-1733

○ 戸籍に関する届出一覧

戸籍届出の際マイナンバーカード、運転免許証などで本人確認を行います。

届出の種類	届出期間	届出地	届出に必要なもの	届出人
出生届	生まれた日から14日以内 (生まれた日を含む)	・父母の本籍地 ・届出人の住所地 ・出生地	・出生証明書 ・母子健康手帳	父母、同居者、出産に 立ち会った医師、助 産師の順
死亡届	死亡の事実を知った日か ら7日以内	・死亡者の本籍地 ・届出人の住所地 ・死亡地	・死亡診断書	親族、その他の同居 者、家主、地主など
婚姻届	届出した日から法律上の 効力が発生する	・夫または妻の本籍地 ・夫または妻の住所地	※成人2人の証人が必要	夫・妻
離婚届	同上 ※裁判離婚の場合は調停 成立・審判確定・判決確 定の日から10日以内	・夫妻の本籍地 ・夫または妻の住所地	・裁判離婚の場合は審判書または判 決の謄本および確定証明書 ※協議離婚の場合、成人2人の証人 が必要	夫・妻 ※裁判離婚の場合は 申立人
転籍届	届出した日から法律上の 効力が発生する	・転籍者の本籍地 ・住所地 ・転籍地		戸籍筆頭者およびそ の配偶者

○ その他届出

この他にも養子縁組届、養子離縁届、入籍届など戸籍届出については、いろいろなケースがありますので、詳しくは問い合わせください。

※戸籍届出は年末・年始、土日・祝日でも受付(預かり)できます。詳しくは問い合わせください。

(以下は広告スペースです)

相続に必要な戸籍の取得は司法書士へ

* 令和 6 年 4 月 1 日から相続登記が義務化されました
放置すると過料となる場合があります

遺言書作成のサポート

相続による不動産の名義変更

成年後見などの財産管理

とうのはる司法書士事務所

TEL:092-518-9057

初回相談料は無料です

司法書士 宮部 慎吾



お困りごとがございましたら、遠慮なくご相談ください

福岡市東区和白 1 丁目 6 番 7 号 (駐車場あり)



○ 住民登録に関する届出一覧

届出人は、本人および世帯主です。代理人の場合は、本人と同一世帯に属する者などが届け出ることができます。同一世帯でない場合は委任状が必要です。
なお、届出時にマイナンバーカード、運転免許証などで本人確認を行います。

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの
転入届 (新宮町内に引っ越してきたとき)	転入した日から14日以内	・転出証明書(前住所地からもらってください) ※前住所地でマイナンバーカードを利用した転出届を出した場合は不要です ・マイナンバーカード(保持者のみ) ・資格確認書等 ・在留カードまたは特別永住者証明書(外国人のみ) ・各種障害者手帳(保持者のみ)
転出届 (他の市町村や海外に引っ越しするとき)	転出する前(転出後は14日以内)	・国民健康保険資格確認書等(加入者のみ) ・後期高齢者医療資格確認書等(該当者のみ) ・各種医療証
転居届 (新宮町内で引っ越したとき)	転居日から14日以内	・マイナンバーカード(保持者のみ) ・国民健康保険資格確認書等(加入者のみ) ・後期高齢者医療資格確認書等(該当者のみ) ・各種医療証 ・在留カードまたは特別永住者証明書(外国人のみ)



届出・証明

住民票・戸籍謄本などの交付

各種証明書交付における本人確認を実施しています

なりすましや虚偽の届出を防止するため、来庁者の本人確認を行っています。官公署などが発行する顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の提示をお願いします。

※上記の本人確認書類を持っていない人は、資格確認書、通帳、年金手帳などの複数提示でも構いません。

○ 住民票など

必要なもの

- 本人または同じ世帯の人が申請する場合
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証や資格確認書など)
- 上記以外の人が申請する場合(広域交付はできません)
- ・代理人の本人確認書類
- ・委任状(委任者である本人が署名、または記名押印したもの)

手数料(1通当たり)

住民票の写し	300円
住民票の記載事項証明書	300円

※手数料は、令和7年4月1日現在のものです。変更になる場合があります。ご確認ください。

○ 戸籍全部事項証明(戸籍謄本)など

必要なもの

- 本人または同じ戸籍内および直系の親族の人が申請する場合
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 上記以外の人が申請する場合(広域交付はできません)
- ・代理人の本人確認書類
- ・委任状(委任者である本人が署名、または記名押印したもの)
- ※第三者が戸籍の請求をする場合は、正当な理由があることを請求書に詳しく記載する必要があるほか、追加の資料を求めることがあります。

手数料(1通当たり)

全部(個人)事項証明(戸籍謄(抄)本)	450円
除籍謄(抄)本	750円
改製原戸籍謄(抄)本	750円
戸籍の附票	300円
身分証明書 (本人以外の請求の場合、委任状が必要)	300円

※手数料は、令和7年4月1日現在のものです。変更になる場合があります。ご確認ください。

○ 印鑑登録

手続きできる人

新宮町に住民登録をしている15歳以上の人

※成年被後見人は法定代理人が同行し、本人の意思確認ができた場合のみ登録できます。

来窓口に 来る人	本人① (官公署などが発行した顔写真付きの本人確認書類がある人)	本人② (保証人がいる人)	本人③ (官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類がない人)	代理人 (本人が窓口に来ることができない場合)
必要なもの	- 登録する印鑑 - 官公署などが発行した顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)	- 登録する印鑑 - 保証人欄(申請書裏面)に署名および登録印押印済みの印鑑登録申請書	(登録時) - 登録する印鑑 - 本人確認書類(資格確認書、年金手帳など) (登録証交付時) - 回答書 - 本人確認書類	(登録時) - 代理人選任届または委任状 - 登録する印鑑 - 代理人の本人確認書類 (登録証交付時) ☆本人が来庁する場合 - 回答書 - 本人の本人確認書類 ☆代理人が来庁する場合 - 回答書 - 登録する人の本人確認書類 - 代理人の本人確認書類
本人確認方法	上記の本人確認書類で確認します。	保証人欄により確認します。 (保証人の署名押印があれば保証人の来庁の必要はありません。)	1 照会書兼回答書を本人宛に郵送。 2 照会書兼回答書が届いたら本人が署名、押印。 3 記入した回答書と上記交付時に必要なものを持参して窓口へ来庁。	
証明書の交付	登録申請時に交付することができます。	登録申請時に交付することができます。	登録申請時に交付することができません。 回答書持参後に交付を行います。	
備考		※保証人は、新宮町で印鑑登録をしている人に限ります。	※照会書兼回答書は、本人の住所地のみに郵送します。	

手数料

印鑑登録(新規)	300円
印鑑登録(再登録)	500円

※手数料は、令和7年4月1日現在のものです。変更になる場合があります。ご確認ください。

○ 印鑑証明書の交付

必要なもの

○ 本人が申請する場合

- ・印鑑登録証(登録印は不要です。)
- ※印鑑登録証がない場合には、いかなる場合でも印鑑証明書の発行はできません。

○ 本人以外の人申請する場合

- ・本人の印鑑登録証
- ・代理人の本人確認書類

手数料

印鑑証明書	300円
-------	------

※手数料は、令和7年4月1日現在のものです。変更になる場合があります。ご確認ください。

マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカードは、マイナンバーを提示する必要があるとき、1枚でマイナンバーと本人確認ができる便利なカードです。また、写真付きの本人確認書類として広く活用できます。

マイナンバーカードの活用方法

- ・コンビニ交付(コンビニエンスストアで住民票の写しなどが取得できるサービス)
 - ・マイナポータル(マイナンバーに関する国の個人専用サイト)の利用
 - ・e-Taxでの利用(マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用して、自宅のパソコンなどから確定申告ができます)
- ※マイナンバーカードの作成を希望する場合は申請が必要です。

マイナンバーカード作成の流れ

①申請

- ・インターネット(スマートフォンなど)を利用しての申請
 - ・マイナンバーカード交付申請書を申請書受付センターに郵送
- ※交付申請書をお持ちでない場合、または交付申請書に記入されている住所・氏名などに変更がある場合は、新しい交付申請書を作成しますので、住民課まで問い合わせください。

②受け取り

役場から「交付通知書」が届いたら、電話予約後に交付通知書、通知カード、本人確認書類などを持って住民課窓口までお越しください。

手数料

マイナンバーカード	初回無料
マイナンバーカード再発行※	800円

※再発行時に電子証明書を希望する人は手数料(200円)が別途必要になります。

有効期間

カード発行から10回目の誕生日まで(18歳未満の人は5回目の誕生日まで)

(表)



(裏)



コンビニ交付

マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアで住民票の写しなどの証明書を取得できるサービスです。

利用できるコンビニエンスストア等※令和7年4月時点

セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン九州 他

取扱時間

6時30分～23時(12月29日～1月3日やメンテナンス日を除く)

コンビニ交付で取得できるもの

住民票の写し、印鑑登録証明書(印鑑登録している人のみ)

※新宮町に本籍がある人は次の証明書も取得できます。(本籍が新宮町でない場合は、本籍地の市区町村により異なります。)
戸籍全部(個人)事項証明(戸籍謄(抄)本)、戸籍の附票の写し

手数料

住民票の写し	250円
印鑑証明書	250円
全部(個人)事項証明(戸籍謄(抄)本)	400円
戸籍の附票の写し	250円

※コンビニ交付を利用する人は、利用者証明用電子証明書が搭載された「マイナンバーカード」が必要となります。

町税などに関する証明

問 税務課 ☎963-1731

証明書	内容	手数料
所得(課税・非課税)証明書	収入、所得、控除および課税状況について証明するもの。(交付できるのは、証明が必要な年度の1月1日に新宮町に居住していた人です(例:令和7年度の証明は令和7年1月1日)。なお、表示される所得内容は、前年中のものです。)	300円

証明書	内容	手数料
納税証明書(町県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、法人町民税)	各税目の年度ごとの納税額を証明するもの。 ※国民健康保険税で、年末調整や確定申告に使用するのための納税証明書は住民課に問い合わせください。	300円
軽自動車の車検(継続検査)用納税証明書	軽自動車税(種別割)を納税したことを証明するもの。	無料
完納証明書	町税の滞納がないことを証明するもの。	300円
固定資産評価証明書	所有者氏名、所在地、地目・種類、面積、評価額を証明するもの。	300円
固定資産公課証明書	所有者氏名、所在地、地目・種類、面積、評価額課税標準額、概算税額を証明するもの。	300円
固定資産課税台帳兼名寄帳	固定資産課税台帳の情報を掲載したもの。	10円
無資産証明書	固定資産課税台帳に記載されていないことを証明するもの。	300円
住宅用家屋証明書	個人が取得した住宅用家屋について、登記する際の登録免許税を軽減するために証明するもの。	1,300円

※手数料は、令和7年4月1日現在のものです。変更になる場合があります。ご確認ください。

※税務証明を請求する場合は、本人の意志による請求であることを確認するために、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど、写真が付いているもの)の提示が必要です。

※本人以外の人(代理人)が請求する場合は、委任状と代理人の本人確認書類などが必要です。委任状には、必ず本人が署名してください。(代理人が親族であっても委任状が必要です。)法人の証明を申請するときは、法人の印も必要です。

ただし、軽自動車の車検(継続検査)用納税証明書や住宅用家屋証明書を請求する場合は、委任状や本人確認書類を提示する必要はありません。

(記載例)

令和 年 月 日 委任状 (あて先)新宮町長 (委任者) 住所 氏名 生年月日 私は下記の者を代理人と定め、 次の権限を委任します。 令和〇〇年度〇〇証明書〇通 の交付申請および受領に関すること。 (代理人) 住所 氏名 生年月日 電話番号
--



税金

町税

問 税務課 ☎963-1731

○ 町県民税(住民税)

福岡県に納める県民税と、新宮町に納める町民税を含む名称で、「住民税」ともいいます。

町県民税(住民税)は、前年に一定以上の所得があった人が負担する「均等割」と、前年の所得金額と控除額で税額が計算される「所得割」があります。(所得割の税率は全国一律です。)

町県民税を納める人

その年の1月1日現在、新宮町に住所を有する個人です(住所の認定については住民基本台帳に記載されている人はそれにより、それ以外の場合には、実際に住んでいる市町村で課税されます)。

年の途中で町外に転出した場合でも、その年一年間は新宮町に町県民税を納めます。また、年の途中で亡くなられた場合、残りの町県民税は相続人が本人に代わって納めることになります。

新宮町に居住していない場合でも、町内に家や事業所、事務所がある場合は「均等割」が課税されます。

町県民税の申告

1月1日現在で新宮町に住んでいる人は、原則として3月15日までに新宮町役場にて「町県民税の申告」をしなければなりません。前年に収入が無かった場合でもその旨の申告が必要です。

ただし、次に該当する人は申告の必要はありません。

- ・「所得税の確定申告」を行った人
- ・前年中の所得が1事業所からの給与のみで、勤務先で年末調整済みの「給与支払報告書」が新宮町に提出されている人
- ・前年中の所得が公的年金のみで、扶養控除や社会保険料、その他の控除を追加する必要がない人

○ 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産(これらを固定資産といいます。)の所有者に対して、その価格(評価額)に応じて課税される税金です。

固定資産税を納める人

毎年1月1日現在で、新宮町内に固定資産を所有している人です。

土地…土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

家屋…建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

償却資産…償却資産課税台帳に所有者として登録されている人
※償却資産とは会社や個人が、事業を営むために所有している機械、器具、備品などのことです。

したがって、売買などにより所有者が変わっても、登記簿などの名義変更手続きが1月1日現在において完了していない場合は、そのまま前所有者が固定資産税を納めることになります。

また、1月1日以降に取り壊した家屋についても、その1年間は課税されることになります。

※次に該当する場合は、税務課へ連絡してください。

- ・住所が変わった
- ・建物を新築・増築・取り壊した
- ・土地の利用状況を変更した



○ 法人町民税

法人町民税とは、新宮町内に事務所や事業所などがある法人や人格のない社団などに課税される税です。

資本などの金額と従業員数を基準として課税される均等割と、国税である法人税の額に応じて負担してもらう法人税割があります。この2つをあわせたものが法人町民税です。

納税義務者

納税義務者	納める税
新宮町内に事務所や事業所がある法人	均等割と法人税割
新宮町内に寮、保養所などのみがある法人	均等割

納税の方法

事業年度終了後2か月以内に、法人が納付すべき税額を計算して申告書を提出し、その税額を納付書にて納めてもらいます。

必要書類の届出

- 法人設立届 新しく会社や事務所などを設立・開設したときに届出が必要です。
- 法人異動届 住所・代表者・社名・資本金・事業年度などに変更がある場合は届出が必要です。

○ 軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車(これらを「軽自動車等」といいます。)の所有者に、市町村から課税される税です。

軽自動車税(種別割)を納める人

毎年4月1日現在、新宮町内で軽自動車などを持っている個人、法人などに課税されます。

※4月2日以降に廃車や譲渡をしても、その年度までは課税され月割の減額はありませぬ。また、4月2日以降に取得した場合は、その年度は課税されません。

軽自動車の税率(年額)

種別	税率(年額)
原付一種(50cc以下または0.6kw以下)	2,000円
原付一種(125cc以下かつ最高出力4.0kw以下)	2,000円
原付二種乙(50cc超～90ccまたは0.6kw超～0.8kw以下)	2,000円
原付二種甲(90cc超～125ccまたは0.8kw超～1.0kw以下)	2,400円
ミニカー	3,700円
農耕作業用	2,400円
その他の特殊車	5,900円
軽二輪(125cc超～250cc)	3,600円
二輪小型自動車(250cc超～)	6,000円

種別	①平成27年 3月31日 以前登録 分年税額	②平成27年 4月1日以 後登録分 年税額	③新規登録 から13 年超分年 税額
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪	3,000円	3,800円	4,500円
貨物	4,000円	5,000円	6,000円
乗用	5,500円	6,900円	8,200円
軽四輪	7,200円	10,800円	12,900円
乗用			

平成27年4月1日以後に新規登録した車両は「②平成27年4月1日以後」の年税額に、平成28年4月1日以後の賦課期日(毎年4月1日)現在で、新規登録から13年を超える車両は「③13年超」の年税額になります。

※平成27年3月31日までに新規登録した車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)は、登録後13年まで、「①平成27年3月31日以前」の年税額です。

種別	軽課税率(グリーン化特例)適用 (新車登録した日の属する年度の翌年度のみ)		
	電気軽自動車 天然ガス軽自動車	ガソリン車・ ハイブリッド車	
	(概ね75%軽減)	(概ね50%軽減)	(概ね25%軽減)
	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで に新車登録した車両	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで に新車登録した車両	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで に新車登録した車両
軽三輪	1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)	3,000円 (乗用営業用のみ)
軽四輪	乗用 自家用	2,700円	-
	乗用 営業用	1,800円	3,500円
	貨物用 自家用	1,300円	-
	貨物用 営業用	1,000円	-

原付などの取得・廃車

原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車を取得、廃車、名義変更、住所変更する場合は税務課に申請してください。

必要なもの

1. メーカー、車体番号、排気量などがわかるもの
 2. ナンバープレート(廃車・名義変更のとき)
- ※原付・小型特殊自動車以外の軽自動車などは次の手続き先に申請してください。

車種	手続き先
軽自動車	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 ☎050-3816-1750
125ccを超え 250cc以下のバイク	九州運輸局 福岡運輸支局 ☎050-5540-2078
250ccを超えるバイク	

町税の納期と納付方法

問 税務課 ☎963-1731

町税などの納税相談は税務課へ問い合わせください。
各税の納付期限は次のとおりです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期			3期				4期	
軽自動車税 (種別割)		全期										
国民健康 保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

次のいずれかの方法で納付してください。

納付書による納付

新宮町役場または次の金融機関(本店および支店など)で納付できます。

西日本シティ銀行/粕屋農業協同組合/福岡銀行/北九州銀行/遠賀信用金庫/福岡県信用組合/九州信用漁業協同組合連合会/佐賀銀行/九州内のゆうちょ銀行または郵便局(沖縄県を除く)/九州労働金庫

口座振替

町税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。
(上記金融機関に限る)

口座振替ができる町税は、町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税です。

口座振替にするには、金融機関または税務課窓口での申込手続きが必要です。

※申込手続きに必要なもの…納税通知書、預貯金通帳、通帳口座の届出印

なお、口座振替依頼書は上記金融機関の町内支店および役場に備え付けています。

また、ゆうちょ銀行の口座からの振替申請は、ゆうちょ銀行へ直接お申し込みください。

コンビニエンスストア収納サービス

「忙しくて平日の昼間は時間が取れない」という人は、休日や夜間でも町税を納めることができます。

納付書の裏面に記載されているコンビニエンスストアで納めることができます。

※ご利用可能な納付書は、バーコードが印刷されている納付書に限ります。

【注意】納付書1枚につき30万円以下のものに限り、金額を訂正したもの、破損、汚れなどがあるものは納付できません。



税金

モバイルレジ収納サービス

モバイルレジとは、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンなどのカメラで読み取り、インターネットバンキングに接続して納付できるサービスです。

【注意】

- ・金額が30万円を超える場合や、バーコードがない納付書、金額を訂正した納付書、破損や汚れがある納付書は使用できません。
- ・事前に金融機関とインターネットバンキングの契約が必要です。
- ・モバイルレジで納付した場合は領収書が発行されません。通帳記入や取引明細で確認してください。
- ・納付に係る手数料は無料です。ただし、通信に必要な通信料がかかります。

PayPay請求書払い、PayBによる収納サービス

スマートフォンアプリ「PayPay」や「PayB」を利用して、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンなどのカメラで読み取り、納付できるサービスです。

【注意】

- ・金額が30万円を超える場合やバーコードがない納付書、金額を訂正した納付書、破損や汚れがある納付書は使用できません。
- ・事前に「PayB」、「PayPay」への登録とチャージが必要です。
- ・PayPay請求書払い、PayBで納付した場合は領収書が発行されません。取引明細で確認してください。
- ・納付に係る手数料は無料です。ただし、通信に必要な通信料がかかります。

地方税共通納税システムによる収納サービス

eLマークが表示されている納付書は、地方税お支払サイトからクレジットカード払いやインターネットバンキングなどが利用できるほか、スマホ決済アプリを利用して納付ができます。

対象税目

町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)

地方税お支払サイトでの納付方法

- (1)「地方税お支払サイト」にアクセス。
- (2)次のいずれかの支払方法を選択。
 - ・インターネットバンキング
 - ・口座振替(事前にeLTAXの利用者登録・口座情報の登録が必要)
 - ・クレジットカード決済
- (3)選択した支払方法の案内にしたがって納付。

スマホ決済アプリでの支払方法

- (1)スマホ決済アプリを起動。
 - (2)納付書に印字されているQRコードを読み取る。
 - (3)内容を確認し納付。
- (注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【注意】

- ・利用できるクレジットカードのブランドやスマホ決済アプリなどは、地方税お支払サイトにて確認してください。
- ・決済手数料が別途かかる場合があります。

- ・通信に必要な通信料がかかります。
- ・領収書は発行されません。取引明細で確認してください。
- ・納付手続き後の取り消しはできません。

新宮町役場会計課窓口での納付

受付時間 8時30分～17時

納付できるもの

- ・新宮町の税金(町県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、法人町民税)
- ・下水道事業受益者負担金
- ・後期高齢者医療保険料
- ・介護保険料
- ・上下水道料金
- ・その他新宮町役場が発行した納付書

※振込、両替、記帳など銀行業務はできません。

相談窓口

問 税務課 ☎963-1731

課税に関する相談

町県民税・固定資産税・軽自動車税(種別割)・法人町民税の課税内容に関するご相談は税務課で受け付けています。国民健康保険税の課税内容に関しては、住民課にてご相談に応じます。

また、所得税・相続税・贈与税など(国税)に関することは「香椎税務署 ☎661-1031」まで、法人県民税、不動産取得税、普通自動車税に関することは「東福岡県税事務所 ☎641-0201」までお願いします。

納税に関する相談

納期内の納税が困難な場合は、事前に納税相談にお越しください。随時ご相談をお受けします。仕事などで来庁できない人は、電話でのご相談をお受けします。税務課収納担当までお願いします。

注意！連絡やご相談がないまま町税を滞納すると滞納処分へ移行することとなります。

納税の猶予

次の一定要件に該当し、町税を納付期限までに全額納めることが困難な場合は、原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予などの徴収緩和措置を受けることができます。

- ・災害や盗難にあったとき
- ・本人または家族が病気や負傷をしたとき
- ・廃業や休業をしたとき
- ・その事業につき著しい損失を受けたとき
- ・上記に類するような事実があるとき

詳しくは、税務課収納担当に問い合わせください。

延滞金

納付期限内に納付した人との公平を保つため、納付期限を過ぎた納付には納付期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金がかかります。

納付期限の翌日から1か月を経過するまでの期間…最大年7.3%
納付期限の翌日から1か月を経過した日以後…最大年14.6%
※率に関しては地方税法の規定により、上記の率を上限に毎年変動します。



税金



保険・年金

国民健康保険制度

問 住民課 ☎963-1733

○国民健康保険

国民健康保険とは、病気やケガをしたときに安心して医療機関を受診できるよう加入者が納めた保険税を基に、医療費を補助する制度です。

日本は、国民皆(カイ)保険制度で、全ての人が常にいずれかの健康保険に加入することになっています。そのため、職場の健康保険の加入者、後期高齢者医療制度の該当者、生活保護受給者を除く全ての人が、住民票を置く市町村に届け出て国民健康保険に加入します。
※職場の健康保険などの資格が無くなった後に国民健康保険加入の手続きが遅れた場合、以前の健康保険を喪失した日まで遡って加入します。併せて、国民健康保険税も遡って課税され、支払うことになります。

国民健康保険の届出は14日以内に

	資格取得・喪失の理由	必要なもの
資格を取得する場合	転入したとき	マイナンバーがわかるもの
	勤務先の健康保険などをやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	勤務先の健康保険の資格喪失証明書、マイナンバーがわかるもの
	健康保険の任意継続の期間が終了したとき	任意継続保険資格喪失証明書、マイナンバーがわかるもの
	子どもが生まれたとき	マイナンバーがわかるもの
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、マイナンバーがわかるもの
資格を喪失する場合	転出するとき	資格確認書等、マイナンバーがわかるもの
	勤務先の健康保険に加入したとき、または被扶養者になったとき	資格確認書等、マイナンバーがわかるもの
	死亡したとき	資格確認書等、マイナンバーがわかるもの
	生活保護を受けるようになったとき	資格確認書等、生活保護開始決定通知書、マイナンバーがわかるもの

※届出の際、マイナンバーカードなどで本人確認を行います。

※届出する人が別世帯の人の場合は委任状も必要です。

○国民健康保険被保険者証について

紙の被保険者証の新規発行は令和6年12月で終了し、医療機関などの受診は健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行しました。マイナ保険証を利用している人には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証を利用していない人には「資格確認書」が交付されます。

その他

こんなとき	必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	資格確認書等、マイナンバーがわかるもの
資格確認書等をなくしたときや、汚れて使えなくなったとき	本人であることを証明するもの(運転免許証など)、マイナンバーがわかるもの
修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	在学証明書、資格確認書等、子どもの住民票、マイナンバーがわかるもの

※上記以外のものが必要になる場合があります。

※交通事故にあった場合は届け出を！

交通事故や傷害事件などのように、第三者(加害者)から受けた傷病は加害者が被害者の治療費を負担することが原則です。ただし、「第三者行為による傷病届」を提出することで、一旦、国保を使用して治療を受けることができます。

その場合、後日、国保から加害者に加害者の負担すべき治療費(一部負担金を除いた額)を請求します。示談の前に連絡してください。

※非自発的失業者の税の軽減制度

解雇、倒産などの非自発的な理由で離職せざるを得ず国民健康保険に加入することになった人には国民健康保険税が軽減されます。軽減を受けるにはハローワークで交付される雇用保険受給資格者証で認定される必要があります。

○対象者

- ・倒産や解雇などで離職した人(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、31、32の人)
- ・雇止めなどで離職した人(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが23、33、34の人)

○申請に必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証
- ・資格確認書等
- ・本人確認書類
- ・マイナンバーがわかるもの

給付

病気やケガなどで診療を受けたとき(療養の給付)

病院や薬局で資格確認書等を提示すれば医療費の一部(自己負担割合)を支払うだけで医療を受けることができます。

自己負担割合について

対象者	負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学後から70歳の誕生日まで	3割
70歳に到達した翌月(※1)から74歳まで	2割または3割(※2)

(※1)1日生まれの場合は当月

(※2)現役並み所得者(同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳から74歳までの国保被保険者がいる人)は3割負担になります。

入院時の食事代

入院しているときは診療や薬剤にかかる費用とは別に食事代(標準負担額といいます。)を自己負担することになります。

この標準負担額については所得により異なります。



保険・年金



いったん医療費の全額を自己負担したとき(療養費の支給)

いったん全額を自己負担した後、住民課保険係窓口で申請し、認められれば負担割合分を除いた額が支給されます。

死亡したとき

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人(喪主)に3万円が支給されます。

国民健康保険で受けられないもの

- ・健康診断や予防注射
- ・美容整形や歯科矯正
- ・正常な妊娠・出産、経済的な理由による妊娠中絶
- ・仕事上の病気やケガ(労災保険の適用)

給付が制限されるもの

- ・けんか、泥酔などによる病気やケガ
- ・犯罪を犯したときや故意による病気、ケガ
- ・医師や保険者の指示に従わなかったとき

高額療養費とは?

1か月内の医療費が高額となったとき、申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人では、限度額が異なります。(該当する人には、受診月の約3か月後に通知します。)

申請に必要なもの

- ・資格確認書等
- ・マイナンバーがわかるもの
- ・金融機関の通帳など振込先の分かるもの(世帯主名義)

限度額適用認定証

資格確認書を持っている人で入院などにより高額な医療費の負担が発生するときは、事前に「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関の窓口で提示してください。窓口での支払いが自己負担限度額までになります。また非課税世帯は、食事代が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が発行されます。

厚生労働大臣の指定する特定疾病について

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある厚生労働大臣の指定する特定疾病の人は「特定疾病療養受療証」を提示すれば自己負担額は1か月1万円(慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の上位所得者については2万円)までになります。

○厚生労働大臣の指定する特定疾病とは

- ・先天性血液凝固因子障害の一部
- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

○申請に必要なもの

- ・資格確認書等
- ・医師の意見書

出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したときは、出産育児一時金として48万8,000円(産科医療補償制度に加入する医療機関などで出産したときは50万円)が支給されます。

原則として、国民健康保険から医療機関などに直接支払われるので、出産した人は不足分だけを医療機関などへ支払います。出産費用が一時金に満たないとき

は、住民課保険係に申請すれば、その差額が支給されます。

※別の医療保険から出産育児一時金が支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。

なお、妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。

高齢受給者(70歳~74歳の人)の窓口負担割合

高齢受給者証

70歳~74歳の国民健康保険被保険者は所得などに応じて自己負担割合が記載された国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせが交付されます。

高齢受給者証の対象者

70歳になる月の翌月(誕生日が1日の人は当月)から後期高齢者医療制度に加入する前日まで

交付方法

70歳以上74歳の人:毎年7月下旬に郵送

今後70歳になる人:70歳の誕生月(1日生まれは前月)の下旬に郵送

医療費の窓口負担

原則2割です。ただし、次の①~④に該当する世帯(人)は3割負担です。

- ①同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる場合
- ②同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の人数が1人で、収入が383万円以上の場合
- ③70歳以上の国保被保険者の人数は1人でも、後期高齢者医療制度に移行した人を含めて収入が520万円以上の場合
- ④同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の人数が2人以上で、合計収入が520万円以上の場合

窓口負担が3割の人専用の「限度額適用認定証」を交付します

資格確認書を持っている人で3割負担の人は、前年中の課税所得に応じて「現役並みⅠからⅢ」までに細分化されています。

「現役並みⅠ」と「現役並みⅡ」の人には、事前の申請で、限度額適用認定証を交付します。入院や手術などで、医療費が高額になることが分かっている場合などは、窓口で支払う保険診療分が限度額までに抑えられるため取得をお勧めします。

区分		・外来(個人単位)の限度額 ・外来+入院(世帯単位)の限度額
現役並みⅢ	課税所得 690万以上	252,600円+ (総医療費の総額-84万2千円)×1% (140,100円)
現役並みⅡ	課税所得 380万以上	167,400円+ (総医療費の総額-55万8千円)×1% (93,000円)
現役並みⅠ	課税所得 145万以上	80,100円+ (総医療費の総額-26万7千円)×1% (44,400円)

()内は、過去1年間に4回以上該当した場合の4回目以降の限度額

交付に必要なもの

- ・本人の資格確認書等
- ・本人と世帯主のマイナンバーがわかるもの

注意事項

- ・町税に滞納のある世帯には、原則交付できません。
- ・申請された月の1日まで遡って交付しますが、前月以前には遡れません。

○ 国民健康保険税

国民健康保険税

国民健康保険に加入すると、国民健康保険税を納めなければなりません。納められた国民健康保険税は国の補助とあわせて病気やけがをしたときの医療費をはじめ、出産育児一時金や葬祭費の給付に必要な費用に充てられます。

また、40歳から64歳までの加入者は、介護保険分の保険税をあわせて納めます。

国民健康保険加入者は所得の申告が必要です

国民健康保険税の税額は、国民健康保険に加入している世帯の人全員の、前年の所得に基づいて計算します。適正に税額を計算するため所得の有無にかかわらず、所得の申告をしてください。(勤務先から給与支払報告書が提出されている人や確定申告をしている人、それらの人に扶養されている人を除きます。ただし、扶養されている人でも所得がある人は申告が必要です。)

国民健康保険加入者に申告していない所得不明者がいる場合、適正な国民健康保険税が計算されないだけでなく、高額療養費の自己負担限度額も上位所得者と同じ取扱いになりますので、必ず所得申告をしてください。

※国民健康保険税は国民健康保険加入者全員の合計所得が一定の所得より低い場合、その所得金額に応じて7割、5割、2割の軽減があります。

(国民健康保険税) 納期一覧

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

※納期は、変更になることがあります。詳しくは問い合わせください。

後期高齢者医療制度

問 住民課 ☎963-1733

○ 後期高齢者医療

後期高齢者医療制度は、高齢者世代と現役世代の負担と給付を明確にし、75歳以上の人の心身の特性や生活実態などを踏まえた、公平でわかりやすい制度です。

対象になるとき(資格を取得するとき)

加入条件	手続きに必要なもの
75歳になったとき(75歳の誕生日当日から)	75歳の誕生日の前月に資格確認書等を郵送します
65歳以上75歳未満の一定の障がいがある人が申請をし、広域連合から認定を受けたとき(認定を受けた日から)	・後期高齢者医療制度加入前の資格確認書等 ・障害者手帳
適用除外要件に該当しなくなったとき(生活保護の廃止など)	後期高齢者医療制度に加入することが確認できる書類

対象でなくなるとき(資格を喪失するとき)

喪失となるとき	手続きに必要なもの
死亡したとき	・亡くなった人の後期高齢者医療資格確認書等 ・相続人代表者の通帳 ・喪主の通帳(相続人代表者と喪主が同じ場合は1つでよい) ・喪主が確認できるもの(会葬御礼など、葬儀の領収書でもよい) ※死亡した人と相続人代表者が別世帯の場合は、続柄が分かるもの(戸籍謄本など、コピー可)
75歳未満の人が一定の障がいの状態に該当しなくなったとき	後期高齢者医療資格確認書等・障害者手帳
適用除外要件に該当するようになったとき(生活保護の開始など)	・後期高齢者医療資格確認書等 ・後期高齢者医療制度に該当しなくなったことが確認できる書類

保険料の計算

・保険料(年額)は個人単位で計算し、被保険者が納付義務者になります。

保険料(年額)	=	均等割額 (被保険者全員が均等に負担)	+	所得割額 (所得に応じて負担)
均等割額と 所得金額の合計		※1 世帯の所得 に応じて軽減措置 があります。		(総所得金額などー基礎控除額) ×所得割率

・保険料(年額)を算出するための「均等割額」と「所得割率」を保険料率と言います。福岡県内の保険料率は均一です。なお、保険料率は2年ごとに見直されます。

※前回は、令和6年度に見直しがありました。



保険・年金



保険料の納付方法

- 特別徴収 保険料徴収は原則として年金からの天引き(特別徴収)です。
 - 普通徴収 年金受給額が年額18万円以下の人や、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えてしまう人は、特別徴収になりません。納付書や口座振替で納めてください。
- ※保険料の納付変更の申込方法や納付方法の切替時期については問い合わせください。

入院をされるとき

- マイナ保険証を利用の人(マイナンバーカードに保険証の利用登録をしている人)
マイナンバーカードを利用して医療機関などの窓口で受付することで、これまでどおり医療機関ごとの窓口負担が自己負担限度額までになります。
- マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の登録をしていない人
現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」の交付を受けていない人は、役場住民課の窓口で申請を行なうことで限度区分を併記した資格確認書が交付されます。

90日を超える入院のとき

負担区分が「区分2」で、過去12か月で入院日数が90日を超える場合は、別途長期入院の申請を行なうことで、申請月の翌月から食費の標準負担額が減額されます。申請時は資格確認書等と入院日数が確認できる領収書等が必要です。

交通事故などにあったとき(第三者行為)

交通事故などで第三者から傷害を受け、後期高齢者医療資格確認書等で治療を受けたときは、速やかに住民課保険係まで届けてください。

医療費は原則として相手側が負担すべきものですが、後期高齢者医療で一時的に医療費を立て替えることができます。その後、相手側に請求することになります。

後期高齢者医療受給者が医療機関などで医療費を全額自己負担した場合

後期高齢者医療被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により資格確認書等を持たず医療機関などを受診・薬の処方で全額自己負担した場合、あとで払い戻しを受けられます。

旅先で急病になったときや、骨折や捻挫などで接骨院の柔道整復師の施術を受けたときなどが該当します。

ただし、次の場合は医師の指示または必要と認めたときに限り、払い戻しが受けられます。

- ・あんま、はり、灸、マッサージの費用
- ・補装具代
- ・重病人の入院、転院などの移送にかかった費用など

健康診査の実施

問 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎651-3111

生活習慣病の予防や早期発見・早期治療は重要です。広域連合では、健康診査を実施しています。詳しくは広域連合へ問い合わせください。

国民年金

問 住民課 ☎963-1733
東福岡年金事務所 ☎651-7967

○国民年金保険料と納付方法について

(基本的に保険料は年度ごとに変わります。)

令和7年4月から令和8年3月までの国民年金保険料は月額17,510円、令和8年4月から令和9年3月までは月額17,920円です。国民年金保険料は日本年金機構から発行される納付書を使用し、銀行などの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで納付するか、口座振替、クレジットカード、電子(キャッシュレス)決済、電子納付により納付してください。

○口座振替、クレジットカード納付の申し込みはお早めに

口座振替やクレジットカードでの納付を希望する場合、事前に申し込みが必要です。申込用紙は役場住民課と年金事務所に用意しています。申し込みから開始まで約2ヵ月程度かかります。

○前納制度について

国民年金には、一定期間の保険料をまとめて納めることのできる前納制度があります。前納は納め忘れがなく安心で、手間や時間も省けます。下表のような割引があり、大変お得ですのでぜひご利用ください。

また、口座振替にするとさらに割引額が増えます。

(例) 令和7年4月～令和8年3月分までの1年分

毎月納付	210,120円(17,510円×12月)	
納付書またはクレジットで前納	206,390円	3,730円割引
口座で前納	205,720円	4,400円割引

※半年前納もあります。

注1) 前納する場合、納期限にご注意ください。

注2) 前納は4月以外でも、前納しようとする月から翌年度末までの期間の保険料をまとめて納めることができます。

毎月納める場合も口座振替の早割がオトク

毎月の保険料を納期限より1か月早く口座で納めると、毎月60円の割引があります。

現金での支払いは1か月早く納めても割引はありません。

	通常納付	早割制度
保険料月額	17,510円	17,450円(△60円)
振替方法	4月分の保険料は、5月末日に振替	4月分の保険料は、4月末日に振替

※口座振替日は、月末が金融機関の非営業日の場合は翌営業日

○ 国民年金の免除制度

経済的な理由などで、どうしても国民年金保険料を納めるのが困難な場合には、免除制度があります。免除の承認期間は7月から翌年6月の1年間です。前年度、全額免除・納付猶予該当者で継続を希望する人は自動更新されますが、所得審査のうえ日本年金機構から承認または却下の通知が送付されますのでしばらくお待ちください。

それ以外の人で継続を希望する場合は、毎年申請が必要です。役場住民課で受け付けるので、年金手帳をお持ちください。

※令和7年度の保険料額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
支払月額	0円	4,380円	8,760円	13,130円

免除の対象となる人

免除申請者本人の所得だけでなく、配偶者、世帯主いずれの所得も免除の対象でなければ該当しません。

- (1)前年の所得(収入)が一定額以下で、保険料を納めることが困難な場合。
- (2)障がい者またはひとり親であって、前年の所得が128万円以下の場合。
- (3)生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている場合。
- (4)特例的な場合
申請があった年度またはその前年度において
・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被害金額が財産の価格のおおむね1/2以上である損害を受けたとき。
・失業により保険料を納付することが困難と認められるとき(「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しが必要です。)
・事業の休止または廃止により厚生労働省が実施する離職者支援資金貸付制度による交付を受けたとき(「総合支援資金貸付の貸付決定通知書」の写しが必要です。)

免除・学生納付特例・納付猶予・未納の違いについて

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	学生特例・納付猶予	未納
受け取る老齢基礎年金額は(平成21年4月から)	1/2が反映	5/8が反映	6/8が反映	7/8が反映	反映しません	反映しません
老齢基礎年金を受けるための資格期間は	受給資格期間に反映されます					入りません
障害(遺族)基礎年金を受け取るための資格期間は	保険料を納めたときと同じ扱いです					入りません
後から保険料を納めることは	10年以内なら納めることができます(3年度目からは加算金がつきます)					2年を過ぎると納めることができません

学生は「学生納付特例制度」

承認期間は4月から翌年3月までの1年間です。毎年、申請が必要です。役場住民課で申請する人は、学生証(コピー可)をお持ちください。在学する大学などの窓口でも申請手続きが可能です。

50歳未満の人は「納付猶予制度」

本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に申請し、承認されると保険料を「後払い」できます。

承認期間は7月から翌年6月までの1年間です。

国民年金の独自制度のご案内

より多くの年金を受けたい人におすすめします。国民年金には次のような制度があります。

付加年金保険料(プラス400円の年金)

国民年金の定額保険料の他に月額400円を納めると、老齢の基礎年金に付加年金が上乗せされます。このプラス400円の保険料を付加年金保険料といいます。付加年金保険料を納めることができるのは、国民年金第1号被保険者に限られます。住民課保険係に届出が必要です。

※国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることができません。

※老齢基礎年金の受給額に、《付加年金額(年額)200円×付加保険料納付月数》が加算されます。

高齢任意加入

国民年金では、20歳から60歳に達するまでは強制加入期間です。しかし、保険料未納期間があるために老齢基礎年金の受給資格を満たすことができない人や満額の老齢基礎年金を受給できない人は、加入期間を増やすために、60歳から65歳に到達するまでの間の、任意加入制度があります。保険料、納付方法は一般の被保険者と同様ですが、強制加入期間ではないので、加入する時は住民課保険係に届出が必要です。

国民年金基金

問 福岡県国民年金基金 ☎0120-65-4192

厚生年金に加入しているサラリーマンなどの給与所得者と、国民年金に加入している自営業者などの国民年金第1号被保険者とは、将来受け取る年金額に大きな差が生じます。この年金額の差を解消するためにできた上積み年金が国民年金基金です。加入できるのは20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者で、保険料を納めている人です。また、付加年金保険料とあわせて加入することはできません。掛金などは、加入年齢によって異なりますので、詳しくは福岡県国民年金基金へ問い合わせください。



医療費助成制度

問 住民課 ☎963-1733

医療費助成制度は、子どもや重度の障がいがある人やひとり親の家庭に対して、保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する制度です。

助成を受けるには、各制度の「医療証」が必要です。該当する人には、申請により「医療証」を交付します。

なお、福岡県外の病院にかかった際には、マイナンバーが分かるもの、資格確認書等、医療証、領収証、印鑑、通帳など口座がわかるものを持参の上、役場住民課にて払い戻しの手続きをしてください。

子ども医療費

対象者 ※生活保護を受けている場合は対象となりません	高校生年代(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで)までの子ども ※学生でない人も対象
本人負担額 (1医療機関ごと)	○未就学児(0～6歳に達した日以降の最初の3月31日まで) 入院、外来:無料 ○小学生から高校生年代(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで) 入院:0円 外来:月500円
所得制限	なし(ただし、保護者の申告が必要)
申請に必要なもの	資格確認書等、保護者および対象者のマイナンバーカードまたは通知カード、保護者の本人確認ができるもの
申請の期限	出生から30日以内に必ず手続きしてください。(転入の場合は15日以内) ※手続きが遅れると、助成を受けられない期間が発生します。
助成の方法	福岡県内の場合…対象者が病院で受診するときに、「資格確認書等」と「子ども医療証」を窓口で提示することで助成が受けられます。 福岡県外の場合…県外では医療証が使えません。一旦自己負担分を全額払い、後日、役場住民課にて払い戻しの手続きをしてください。

※保険適用外診療の医療費は、全額自己負担です。
※転職などで健康保険が切り替わった場合も、必ず届出をしてください。
※転出・生活保護の開始などにより、子ども医療の資格はなくなりますので、喪失の届出が必要です。
※通知カードの場合は、本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

重度障がい者医療費

対象者 ※生活保護を受けている場合は対象となりません	身体障がい者(身体障害者手帳1・2級)、知的障がい者(療育手帳A判定)、重複障がい者(身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1判定)、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)
本人負担額	入院:無料 ※限度額認定証などの病院への提示が必要 外来:500円/月 ※病院ごとに必要
所得制限	なし(ただし、同居の家族を含め申告が必要)
申請に必要なもの	障害者手帳、資格確認書等、申請者および対象者のマイナンバーカードまたは通知カード
助成の方法	福岡県内の場合…対象者が病院で受診するときに、「資格確認書等」と「障がい者医療証」を窓口で提示することで助成が受けられます。 福岡県外の場合…県外では医療証が使えません。一旦自己負担分を全額払い、後日、役場住民課にて払い戻しの手続きをしてください。

※精神障害者保健福祉手帳により医療証を交付された人が精神病床へ入院した場合は対象となりません。
※保険適用外診療の医療費は、全額自己負担です。
※転職などで健康保険が切り替わった場合も、必ず届出をしてください。
※転出・生活保護の開始などにより、重度障がい者医療の資格はなくなりますので、喪失の届出が必要です。
※通知カードの場合は、本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

ひとり親家庭等医療費

対象者 ※生活保護を受けている場合は対象となりません	母子家庭の母および児童、父子家庭の父および児童、父母のない児童など(詳しい要件は、問い合わせください。)
本人負担額 (1医療機関ごと)	(保護者) 外来:800円/月 入院:500円/日(月7日限度) (子ども) 外来:500円/月 入院:0円
所得制限	あり(同居人全員の申告または所得証明の提出が必要)
申請に必要なもの	資格確認書等、請求者および対象児童の戸籍謄本、請求者のマイナンバーカードまたは通知カード、その他状況により必要なものが異なるので、問い合わせください。
助成の方法	福岡県内の場合…対象者が病院で受診するときに、「資格確認書等」と「ひとり親家庭等医療証」を窓口で提示することで助成が受けられます。 福岡県外の場合…県外では医療証が使えません。一旦自己負担分を全額払い、後日、役場住民課にて払い戻しの手続きをしてください。

※保険適用外診療の医療費は、全額自己負担です。
※「児童」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの人です。
※母子・父子家庭であっても事実婚や生活保護を受けている場合や、決められた所得制限限度額を超えている場合は医療証を取得できません。
※通知カードの場合は、本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

○未熟児養育医療

2,000g以下の低出生体重児などで治療や入院が必要な場合、医療費の助成を行います。



保険・年金



子育て・保育・教育

新宮町こども家庭センター「はぐうる」

☎ シーオーレ新宮 子育て支援課 ☎963-2995

新宮町こども家庭センター「はぐうる」を子育て支援課に開設しました。安心して健やかに子育てできる環境をめざし、全ての妊産婦、こども、子育て世帯を対象に、切れ目なく寄り添う、あなたと家族の相談窓口です。保健師・社会福祉士・臨床心理士・言語聴覚士・発達支援専門員などが様々な相談に対応し、子育て世帯の皆さんを支援していきます。

こんなことはありませんか？

- ・はじめての妊娠・出産で不安
- ・赤ちゃんが泣いてばかりで心も体もへとへと
- ・赤ちゃんのミルクや母乳は足りているのかな
- ・イライラしてこどもにあたってしまう
- ・近くに頼れる人がいない
- ・こどもがいうことをきかない
- ・こどもをどなってしまう
- ・ことばがおそい・発達が気になる

妊娠・出産・子育ての悩みや疑問など、1人で悩まずに気軽にご相談ください。

○ 母子健康手帳の交付

交付窓口	シーオーレ新宮1階窓口
対象者	新宮町に住民登録のある妊婦さん
交付時間	8時30分～17時(事前予約)
持ってくるもの	1.医療機関で発行された新宮町用の妊娠届出書、または(医療機関で発行された)妊娠がわかる証明書 2.申請者の個人番号カードまたは通知カード

妊婦健康診査補助券の交付

新宮町に住所を有する妊婦さんの妊婦健康診査費用(計14回分+子宮頸がん検診1回)の補助をしています。多胎妊婦の人で14回分の妊婦健康診査補助券をすべて使用した人は、最大5回、1回につき5,100円を上限として助成を行います。県外で妊婦健康診査を受診したい場合は、事前に手続きが必要です。

妊婦のための支援給付金

すべての妊婦さんや子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境をめざし、令和7年4月より開始しました。申請時に町内在住で、妊娠届出書を提出された方に5万円、出産後に胎児(妊娠していた子ども)1人につき5万円を給付します。

相島に住んでいる妊婦さんへ

妊婦健康診査受診時や町が実施する乳幼児を対象とした健康診査時の渡船運賃などを助成します。詳細や申請方法は問い合わせください。

転入妊婦さんへ(手続き必須)

転入手続きの際、「妊婦健康診査補助券の切り替え」が必要になります。シーオーレ新宮子育て支援課へ問い合わせください。

費用の助成

- ・新生児聴覚検査(耳のきこえの検査)
新生児1人につき1回(初回検査のみ)、5,000円を上限として助成します。
- ・1か月児健診費用
乳児1人につき4,000円を上限として助成します。
- ・産婦健診費用
1回の妊娠に係る出産につき2回、各4,000円を上限として助成します。
- ・おたふくかぜワクチン予防接種費用
1歳から小学校就学前の人で、1人につき2回まで、1回につき3,000円を上限として助成します。

○ 問い合わせ先

新宮町こども家庭センター「はぐうる」 ☎963-2995

・風しん抗体検査・風しん予防接種費用助成

妊娠を希望する女性、妊婦の配偶者および同居者へ抗体検査および予防接種費用の助成を行います。

○ 問い合わせ先

抗体検査: 粕屋保健福祉事務所 ☎643-3267

予防接種: 福祉センター 健康福祉課 ☎962-5151



新宮町こどもみらいサポートアプリ「ぐーまっち！」

妊娠・出産・子育てに関する新宮町の情報発信を行っています。お子さんの成長記録、予防接種スケジュール管理、教室の予約等もできますので、ぜひご活用ください。

ダウンロードはこちらから↓

<Appstore> <GoogleplayStore> <Web版>



○ ハロー！ベビークラス

妊娠中の食事や、出産までの身体の変化、分娩の経過や産後の過ごし方、赤ちゃんへの接し方などの講話を行います。パパの妊婦体験やお風呂入れの実習などもあります(要予約)。

○ プレママパパ&先輩ママパパの交流会

産前産後のママやパパの交流会です(要予約)。

○ 赤ちゃん訪問

4か月児健診までに助産師または保健師が自宅を訪問し、身体計測や発達の様子の確認、予防接種、授乳や育児などの子どもに関すること、産後のママの状況について相談を受けています。生後1〜2か月ごろ、担当助産師・保健師より直接連絡します。

○ 産後ケア事業

出産後、安心して育児に臨めるよう、授乳や育児の相談、休養などのサポートをします。詳細についてはホームページをご確認ください。

○ 産前・産後サポート事業(ほのぼのRoom)

妊婦さんや概ね生後4か月までの赤ちゃんのママを対象に産前から産後のこころと身体をサポートします。助産師や保健師による個別相談を行います。月1回実施しており、事前予約が必要です。

○ 離乳食教室・子育て講座

お子さんの月齢に合わせた離乳食の作り方を学べる教室を月1回実施しています。また子育てに関する講演会などもあります(要予約)。

○ 乳幼児健診・相談

シーオーレ新宮で集団健診(相談)を行います。身体計測、発達の確認、診察(小児科・歯科)、育児、食事、歯科、予防接種などに関する相談ができます。

※7か月児相談は診察はなく発達相談を行います。

健診・相談名	受付時間
4か月児健診 10か月健診 1歳半児健診 3歳児健診	13時〜13時30分
7か月児相談	9時〜9時30分

対象者には個別に案内通知を送ります。転入などで当月受診ができなかったお子さんも月遅れで受診できるので、問い合わせください。

○ ぽかぽかRoom(育児相談)

就学前までのお子さんを対象に、発育や発達、食事など育児全般に関する相談を個別に行います。月に1回実施しており、事前の予約が必要です。

○ こころにここに相談室・ママにここにクラブ

臨床心理士が、子育てに関する悩みや不安についての相談に応じたり、疲れを癒すための教室を行っています。子育てをされている方はどなたでも参加できます。詳細は広報誌をご確認ください(要予約)。

○ 子どもの発達相談

お子さんのことばや行動面など、発達に関する相談を受け付けています。子ども発達支援センターのスタッフが対応します。就学前のお子さんには必要に応じて、療育先の紹介も行います。お気軽にご相談ください。



子どもの定期予防接種(全額公費負担)

問 シーオーレ新宮 子育て支援課 ☎963-2995

予防接種の開始は、生後2か月頃がおすすめです。生後1か月頃にはかかりつけ医に電話をして予防接種の実施日を相談しましょう。「予防接種予診票手帳」や同封の「予防接種と子どもの健康」をよく読んで接種しましょう。定められた期間を過ぎると任意接種となり費用が本人負担となりますのでお気をつけください。

種類	対象年齢	望ましい時期	接種間隔等
ロタウイルス(ロタリックス)	出生6週0日後から24週0日後まで	どちらのワクチンも初回接種	27日以上の間隔で2回接種
ロタウイルス(ロタテック)	出生6週0日後から32週0日後まで	は、生後2か月に至った日から出生14週6日後までに接種	27日以上の間隔で3回接種
B型肝炎	1歳未満	生後2か月から9か月未満	全3回接種 27日以上の間隔を置いて2回接種した後、1回目の接種から139日以上の間隔を置いて1回接種
小児用肺炎球菌	生後2か月から5歳未満	初回接種開始は、生後2か月から7か月未満	初回:1歳までに27日以上の間隔で3回接種 ※初回は2歳を過ぎたら接種不可 追加:生後12か月から15か月未満で、初回終了後60日以上の間隔で1回接種 ※初回2回目を1歳過ぎて接種する場合、3回目なし
BCG	生後1歳未満	生後5か月から8か月未満	1回接種
四種混合 ・ジフテリア ・百日せき ・破傷風 ・ポリオ	生後2か月から7歳6か月未満	1期初回 生後2か月から12か月 1期追加 1期初回終了後、6か月以上	1期初回 20日から56日までの間隔で3回接種 1期追加 初回終了後、12か月から18か月の間隔で1回接種
五種混合 ・ジフテリア ・百日せき ・破傷風 ・ポリオ ・ヒブ	生後2か月から7歳6か月未満	初回 生後2か月から7か月未満 追加 初回終了後6か月以上	初回:20日～56日までの間隔で3回接種 追加:初回接種3回終了後、6か月から18か月の間隔を置いて1回接種
二種混合 ・破傷風 ・ジフテリア	11歳から13歳未満	11歳	1回接種
麻しん風しん混合ワクチン(MR)	1期 2期	1歳 小学校就学前の年度(幼稚園・保育園の年長に相当)(4月1日～翌年3月31日)	1回接種 1回接種
水痘	1歳から3歳未満	1回目 生後12か月から15か月未満 2回目 初回終了後、6か月から12か月未満	1回目接種後、3か月以上の間隔を置いて2回目を接種
日本脳炎	1期 2期	生後6か月から7歳6か月未満 9歳から13歳未満 9歳	1期初回:6日から28日までの間隔で2回接種 1期追加:初回終了後、6か月以上、おおむね1年後に1回接種 1回接種
子宮頸がん予防ワクチン ヒトパピローマウイルス(HPV)	小学校6年生から 高校1年生相当の年齢の女子	中学1年生	2～3回接種 ※接種するワクチンや年齢によって、接種のタイミングや回数が異なる。

町内実施医療機関(50音順)

医療機関名	住所	電話番号	五種混合	四種混合	三種混合	二種混合	MR	日本脳炎	BCG	ポリオ	子宮頸がん	ヒブ	小児用肺炎球菌	水痘	B型肝炎	ロタ	備考
うえだクリニック耳鼻咽喉科・皮膚科	夜白6-8-8	963-3303	○			○	○	○	○		○		○	○	○	○	
江口内科クリニック	三代西2-12-20	963-5080	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	
川崎内科医院	美咲2-8-7	962-1931	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	
こころのクリニックゆめ	美咲2-6-7	962-9567		○	○	○	○	○	○	○				○			
さくらウェルネスクリニック	原上1574-1	627-7300									○						
新宮クリニック	原上1574-1	962-2233		○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	
新宮町相島診療所	相島1401	962-4361	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
竹村医院	下府5-12-8	962-0846			○	○	○	○			○			○	○	○	
たなか小児科クリニック	三代西2-12-23	963-1933	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三種混合を希望する場合は、電話で予約をしてください。
千鳥橋病院附属たちばな診療所	夜白5-5-17	962-5211				○	○	○						○			
はぐむのあかりクリニック新宮	緑ヶ浜4-10-5	405-7999	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
原外科医院	下府1-3-5	962-0704		○	○	○	○				○						
ひぐち内科クリニック	緑ヶ浜4-10-5	963-2800				○		△			○						日本脳炎は2期のみ実施しています。
みみはな・のど きりんクリニック新宮	三代西2-15-23	692-5387									○						
やまだ消化器科内科クリニック	新宮東4-3-1	941-2225			○	○	○	○			○			○			
よしおか小児科クリニック	下府1-4-5	962-0455	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	

※令和7年6月時点の情報です。変更している場合がありますので、予約時に接種可能かご確認ください。

新宮町の市外局番は(092)です

保育施設など

○ 新宮町立幼稚園

問 学校教育課 ☎963-1739

幼稚園名	定員	学年の定員		
		満3歳児・ 3歳児 (年少)	4歳児 (年中)	5歳児 (年長)
立花幼稚園 新宮町原上133-2 ☎962-0808	80人 まで	20人 まで	30人 まで	30人 まで
新宮幼稚園 新宮町緑ヶ浜1-1-3 ☎962-1275	340人 まで	100人 まで	120人 まで	120人 まで

※立花幼稚園では、預かり保育を行っています。(7時30分～保育開始時間、保育終了後～18時)

※未就園児の親子広場も行っています。

入園できる年齢

満3歳～就学前の新宮町に住所を有する幼児。

入園申込

随時募集

次年度の一斉募集は10月末～11月初旬に行います。

○ 認可保育所・認定こども園

問 子育て支援課 ☎963-2995

認可保育所などの申込方法などは、町ホームページに掲載しています。

認可保育所

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって乳幼児を保育する施設

名称	住所	電話番号	定員	保育時間(通常)		延長 保育	一時 保育
				平日	土曜日		
曉華保育園	下府3-13-1	963-1616	120人	7時～18時	7時～18時	1時間	あり
新宮つばみ保育園	新宮東5-1-18	941-2233	150人	7時～18時	7時～18時	2時間	あり
新宮つばみ保育園分園	中央駅前1-1-23	692-4711	20人	7時～18時	7時～18時	なし	あり
新宮あおぞら保育園	中央駅前1-1-16	940-5175	20人	7時～18時	7時～18時	1時間	あり

認定こども園

幼稚園と保育所の良いところを活かして子育てを総合的にサポートする施設

名称	住所	電話番号	定員	保育時間(通常)		延長 保育	一時 保育
				平日	土曜日		
新宮杜の宮コスモス保育園	杜の宮3-12-1	0570-00-5363	保 120人 幼 15人	7時～18時 9時～15時	7時～18時 休み	1時間 あり	あり
新宮下府コスモス保育園	下府6-13-41	0570-00-5363	保 120人 幼 15人	7時～18時 9時～15時	7時～18時 休み	1時間 あり	あり
上府あおぞらこども園	上府683-4	410-0401	保 120人 幼 15人	7時～18時 9時～15時	7時～18時 休み	1時間 あり	あり
博多東幼稚園	上府130-3	962-0321	保 90人 幼 240人	7時～18時 10時～14時	7時～18時 休み	1時間 あり	なし

(以下は広告スペースです)



やまびこ幼稚園

広い園庭
遊びから学ぶ
農作業体験
根っこ教育を大切にしています

Instagram 未就園児 Instagram

古賀市米多比 1111-1
☎092-946-3388



森のぽかぽか保育園

病児保育施設
があります!

0.1.2歳児のアットホームな
小規模保育園です

Instagram

古賀市米多比 1073-1
☎092-719-0501

HP



学校法人 すすき学園

名称	住所	電話番号	定員	保育時間(通常)		延長保育	一時保育
				平日	土曜日		
新宮保育園	夜臼5-4-26	941-2755	50人	7時30分～18時30分	7時30分～18時30分	1時間	あり
セントマーク私立保育園	夜臼5-9-19	963-3028	20人	8時～18時	9時～18時	2時間	あり
新宮中央保育園	緑ヶ浜4-15-8	963-1410	23人	7時～20時 (この時間内で5時間または10時間)			あり
しんぐう里山ようちえん	立花口267-3	692-9237	24人	8時45分～14時30分 土・日・祝休園		2時間	なし
CECIプリスクール 新宮校	緑ヶ浜4-15-8	962-1005	52人	平日 9時30分～18時30分 (8時から19時までは延長可能) 土曜日 10時～14時 (9時から15時までは延長可能)		2時間	あり
Caren保育園新宮北	上府北2-15-30 1F	410-2909	43人	7時30分～18時	7時30分～18時	1時間	なし

※各種サービスについては、それぞれの施設に問い合わせください。



〈以下は広告スペースです〉

すべての子どもが、
生き生きと輝くように

社会福祉法人きょうか福祉会

暁華保育園

☎092-963-1616
FAX092-963-1619
〒811-0112
新宮町下府3丁目13-1

〈以下は広告スペースです〉

美しく
より豊かに
より高く

In a more beautiful
abundant
and higher

1歳児
クラス
週2コース

預かり保育
7:30～19:00

2歳児
年少 年中
年長

学校法人ソルタ芸術学園
ソルタみとま幼稚園
092-607-1361

社会福祉法人 未来福祉会

新宮あおぞら保育園 上府あおぞらこども園

外観 園庭 外観 園庭

<新宮あおぞら保育園> 新宮町中央駅前1-1-16 TEL: 092-940-5175

<上府あおぞらこども園> 新宮町上府683-4 TEL: 092-410-0401

<https://susuki-group.com/miraifukushikai/>



○ 病児保育事業

問 子育て支援課 ☎963-2995

保護者の仕事などの都合により病気にかかっている児童を家庭で保育できない場合に、医師の診断に基づき、一時的に児童を医療機関に併設された施設で預かる事業です。

利用の際は、事前登録および予約が必要です。詳しくは問い合わせください。

名称	住所	電話番号	定員	対象者	利用時間	利用料
たんぽぽ (福岡東医療センター内)	古賀市千鳥 1-1-1	943-2331	4人	1歳から小学6年生までの児童	月～金曜日 8時～18時	新宮町・古賀市・福津市・宗像市に住民票がある方 0円
ここん・こが (こでまり小児科クリニック内)	古賀市今の庄 2-2-13	410-5674	6人	生後6か月から小学6年生までの児童	月～金曜日 8時～17時30分	新宮町・古賀市・福津市・宗像市に住民票がある方 0円
病児保育ぴよぴよ	福津市宮司浜 3-22-24	0940-52-0420	6人程度	生後6か月～小学6年生	月～金曜日 8時～17時30分 土曜日 8時～13時	新宮町・古賀市・福津市・宗像市に住民票がある方 0円
病児保育室 ちゅーりっぷ	福津市中央 6-22-33	0940-72-7216	6人程度	生後6か月～小学6年生	月～金曜日 8時～17時30分 土曜日 8時～13時	新宮町・古賀市・福津市・宗像市に住民票がある方 0円
病児保育めばえ	宗像市稲元 1035-6	0940-32-8782	15人程度	生後6か月～小学6年生	月～土曜日 8時～17時30分	新宮町・古賀市・福津市・宗像市に住民票がある方 0円

○ 病後児保育事業

問 子育て支援課 ☎963-2995

保護者の仕事などの都合により病気回復期の児童を家庭で保育できない場合に、医師の現症連絡票(診断書)に基づき、一時的に児童を保育所で預かる事業です。

利用の際は、事前登録および予約が必要です。詳しくは問い合わせください。

名称	住所	電話番号	定員	対象者	利用時間	利用料
病後児デイケア ルーム すくすくらぶ	宗像市田熊 5-5-5	0940-37-3536	8人程度	生後3か月～小学6年生	月～金曜日 8時～17時30分	新宮町・古賀市・福津市・宗像市に住民票がある方 0円 (※別途給食・おやつ代500円)

○ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

問 子育て支援課 ☎963-2995

保護者の病気などで児童の養育が困難になった場合に、一時的に児童を預かる事業です。(宿泊)施設の状況によりお預かりできない場合がありますので、必ず事前に問い合わせください。

名称	住所	電話番号	利用料	
			2歳未満児	2歳以上児
若葉荘	久山町大字猪野1610-59	976-0171	5,500円/日	2,850円/日
福岡乳児院	福岡市博多区西春町1-1-14	573-7025	5,500円/日	—
鞍手乳児院	鞍手町大字新延448-11	0949-42-0246	5,500円/日	—

※利用料は課税状況により異なります。



○一時保育事業

保護者のパート就労や病気、看護、冠婚葬祭、出産や育児からのリフレッシュなどの理由により、一時的に家庭での保育が難しくなった子どもを、保育所に預けることができます。

週3日以内(緊急の場合は、連続14日以内)の範囲で利用できます。

＜対象児童＞新宮町在住の生後7か月から就学前までの子ども

＜利用料＞3歳未満児 600円/1時間 3歳以上児 500円/1時間 ※給食費などは実費

＜実施施設＞・暁華保育園 ・新宮つばみ保育園 ・新宮あおぞら保育園 ・上府あおぞらこども園

・新宮杜の宮コスモス保育園 ・新宮下府コスモス保育園 ・博多東幼稚園

【問合せ先】各保育所に直接問い合わせください。

○一時預かり事業(要事前予約)

保護者が病気や入院、就労など突発的な事情により家庭での保育が困難になる場合や育児リフレッシュ(育児疲れの解消)したいときに、一時的に乳幼児を預けることができる制度です。

＜対象＞新宮町在住の生後57日目以降から就学前までの子ども

【予約・問合せ先】NPO法人rainbow house ☎090-7294-6241

子育て支援

○地域子育て支援センター(かんがるーひろば)

問 かんがるーひろば ☎963-0134

3歳までのお子様とその保護者が気軽におしゃべりしたり、親子で一緒に遊べるひろばです。毎月ベビーマッサージなどのイベントも開催しています。一度遊びにきてみませんか？

名称	住所	利用時間	対象者
かんがるーひろば (町福祉センター内)	緑ヶ浜4-3-1	火～土曜日(日・祝祭日は休み) 9時30分～15時30分	3歳までのお子様とその保護者
出張ひろば(ふれあい交流館)	三代1095	第1, 2, 3, 5月曜日(祝祭日は休み) 9時30分～14時30分	3歳までのお子様とその保護者
出張ひろば(シーオーレ新宮)	新宮東2-5-1	第4月曜日(祝祭日は休み) 9時30分～14時30分	3歳までのお子様とその保護者

○ファミリー・サポート・センター

問 新宮町ファミリー・サポート・センター ☎692-9622

育児の援助をしたい人(まかせて会員)と、育児の援助を受けたい人(おねがい会員)が会員となり、センターが仲介して会員同士で支えあう会員組織です。対象児童は生後6か月～小学6年生までです。

事前に登録が必要です。詳しくは問い合わせください。

○児童手当

問 子育て支援課 ☎963-2995

支給対象者 高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

支給額

児童の年齢	支給額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上高校修了前	10,000円 (第3子以降は30,000円)

※第3子以降とは、大学生(年代)まで(22歳の誕生日後最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※支払通知書の再発行はありません。

支給時期

原則として、4月、6月、8月、10月、12月、2月の10日(10日が休祝日の場合、その直後の金融機関営業日)

認定請求の手続き

以下の場合、認定請求の手続きが必要です。

- ・児童を出産したとき ・他市町村から転入してきたとき
- ・児童を養育するようになったとき ・公務員でなくなったとき

○必要なもの

- ・印鑑
 - ・請求者(生計の中心者※児童を養育していて、所得が高い人)の資格確認書等の写し(社会保険加入の人)
 - ・請求者名義の通帳
- 詳しくは問い合わせください。

その他手続きが必要なとき

以下の場合、額改定の手続きが必要です。

- ・第2子以降を出産、養育するようになったとき(増額)
- ・一部の児童を養育しなくなったとき(減額)
- ・請求者が新宮町外に転出するとき
- ・児童を養育しなくなったとき
- ・公務員になったとき

※各届出については異動日(誕生日、転入予定日)から原則15日以内に申請する必要があります。

期間を過ぎてしまうと手当の支給ができない月が出てくる場合があります。

現況届

次のいずれかに該当する人は支給要件を満たしているか再確認するため、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市町村で受給している。
- ・受給要件児童の戸籍がない。
- ・離婚協議中で配偶者と別居している。
- ・その他、町から提出の案内があった。

新宮町の市外局番は(092)です



○チャイルドシートの購入助成

問 子育て支援課 ☎963-2995

新宮町ではチャイルドシートの購入に対して助成金を交付しています。

補助金事業

助成限度額	10,000円(一世帯一回限り、10,000円未満のときは購入金額)
助成対象者	児童用チャイルドシート購入保護者 ※保護者以外の方が購入したものは対象外 ※1世帯に対し1回のみ助成
交付条件	1. 新宮町に在住している人 2. 6歳未満の子どもがいて、かつ20歳未満の子どもが3人以上いること 3. 主たる生計維持者の最新の所得が500万円未満であること 4. 安全基準に適合しているチャイルドシートであること 5. 中古のチャイルドシートでないこと 6. 主たる生計維持者と子どもが同居していること 7. 世帯全員に町税の未納がないこと 8. 暴力団の構成員でないこと
提出書類	申請書(ホームページおよび子育て支援課備付)、領収書(原本添付)、品質保証書の写し、チャイルドシートの製造元および品名がわかるもの、印鑑、通帳など口座番号がわかるもの(振込口座は申請者本人の口座に限る)

ひとり親家庭

○児童扶養手当

問 子育て支援課 ☎963-2995

父母の離婚・父または母の死亡・未婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。

手当は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(障がい児については20歳未満)を監護している父又は母(ひとり親)、またはひとり親に代わってその児童を養育している人に支給されます。

必要なもの、手続きの方法などは問い合わせください。

令和7年4月～	児童1人	児童2人	児童3人
支給額	11,010円～ 46,690円	16,530円～ 57,720円	22,050円～ 68,750円

※定められた額以上の所得があるときは手当が支給されません。

※所得に応じて手当の月額が変わります。

※父または母が事実上婚姻関係にある場合など手当を受けられない場合もあります。

○ひとり親家庭等医療費助成制度

「医療費助成制度」を参照してください。

○ひとり親家庭等日常生活支援事業

問 子育て支援課 ☎963-2995

ひとり親家庭の保護者が急な病気や残業の時などに、家庭生活支援員を派遣して家事支援を行います。

○母子・父子寡婦福祉資金

母子生活支援施設

自立支援教育訓練給付金 など

問 粕屋保健福祉事務所 ☎939-1592



学校

問 学校教育課 ☎963-1739

○ 小学校

立花小学校	連絡先 電話:963-0030 所在地:立花口1072-3 小学校区: 国道3号より東側。ただし、三代区中原1組と国道3号から東側の上府区は除く。
新宮小学校	連絡先 電話:963-0025 所在地:下府3-12-1 小学校区: 相島区と緑ヶ浜区を除く、JR鹿児島本線より西側の区域と、アーバンパレス新宮中央駅前
相島小学校	連絡先 電話:963-0225 所在地:相島296-1 小学校区:相島区
新宮東小学校	連絡先 電話:963-1777 所在地:新宮東4-8-1 小学校区: 中央駅前区と上府北1丁目～4丁目を除く上府、JR鹿児島本線より東側から国道3号より西側の区域および三代区中原1組
新宮北小学校	連絡先 電話:963-4700 所在地:上府北1-16-1 小学校区: 中央駅前区、中央駅西区、上府北1丁目～4丁目と緑ヶ浜区(アーバンパレス新宮中央駅前を除く)

○ 中学校

新宮中学校	連絡先 電話:963-0035 所在地:下府2-1-1 中学校区:新宮小学校区・新宮北小学校区
新宮中学校 相島分校	連絡先 電話:963-0150 所在地:相島735 中学校区:相島区
新宮東中学校	連絡先 電話:963-0085 所在地:三代1028 中学校区:立花小学校区・新宮東小学校区

○ 転校の手続き

問 学校教育課 ☎963-1739

新宮町に引っ越してくる

- ①住民課での転入手続きをした後、学校教育課へお越しください。児童生徒転入通知書を発行します。
- ②児童生徒転入通知書・通っていた学校が発行した在学証明書・教科書無償給与証明書を持って新しい学校へ行きます。

新宮町から引っ越す

- ①住民課で転出手続きをした後、学校教育課へお越しください。児童生徒転出通知書を発行します。
- ②通っていた学校へ児童生徒転出通知書を保護者が持っています。
- ③在学証明書・教科書無償給与証明書(通っていた学校が発行)を持って新しい市町村へ行きます。

新宮町内で引っ越す

- ①住民課で転居手続きをした後、学校教育課へお越しください。児童生徒転出通知書、児童生徒転入通知書を発行します。

- ②通っていた学校へ児童生徒転出通知書を保護者が持っています。
 - ③通っていた学校が発行した在学証明書・教科書無償給与証明書と学校教育課が発行した児童生徒転入通知書を持って新しい学校へ行きます。
- ※学校区が変わらない場合も、学校教育課へお越しください。

○ 指定学校の変更(区域外就学)

問 学校教育課 ☎963-1739

町内の小・中学校に就学する学校の区域は、住民登録をしている住所で決められています。しかし、特別な理由などで変更を希望する場合は、学校教育課へご相談ください。

○ 小・中学生の就学援助

問 学校教育課 ☎963-1739

新宮町に住所を有している児童生徒の保護者のうち、経済的な理由でお困りの場合に学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助するものです。

対象者	経済的理由で就学援助を必要とする保護者 ・世帯全員の前年所得などによって審査を行ないます。 ・認定基準は世帯構成により異なります。
申請	・提出期限 5月中旬(期間は年度により異なる) ・提出期限内に申請した場合は、4月から援助対象となります。 ・提出期限後に申請した場合は、認定日から援助対象となります。 ・申請書の提出先は各学校です。

※支払時期は原則として各学期末の年3回

学童保育所

問 学校教育課 ☎963-1739

学童保育所

就労などの理由により、放課後帰宅しても保護者などが不在である家庭の児童を健全に育成するための施設です。

対象者

町立小学校に在籍する児童、町立小学校以外に在籍する児童で町長が入所を必要と認める児童

学童保育所名	住所	電話	定員
立花小学校 学童保育所	立花口1072-3	963-0450	40人
新宮小学校 学童保育所	下府3-12-2	962-4139	180人
新宮東小学校 学童保育所	新宮東4-8-1	963-1131	130人
新宮北小学校 学童保育所	上府北1-16-1	963-1712	220人

※学童保育所の受付時間

平日 14時30分～18時 土曜 8時～17時

※祝日を除く(事前に問い合わせください)